

ふたば便り

2012年6月号 (Vol. 119)

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所：札幌市中央区北2条西2丁目1-5 リージェントビル6F

東京事務所：東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

<中小企業の会計に関する基本要領>

株式公開（上場）しているような大企業については決算書の作成方法に関して厳格なルールが存在し、そのルールにのっとって決算書を作ることが義務付けられています。

一方、中小企業のほとんどは「税金を計算する」ための決算書を作っており、こうした大企業とはまったく別のルールで決算書を作っているのが普通です。ところが、こうした税金計算のための決算書では会社の本当の姿がわからないということで、平成17年に中小企業のための新しい会計基準である「**中小企業の会計に関する指針**」ができました。

この指針は大企業用の会計基準よりは簡便化されているものの、それでも多くの中小企業が採用するには困難な点が多かったため、平成24年2月、この指針をさらに簡便化した「**中小企業の会計に関する基本要領**」ができました。

■「要領」の特徴

一般の中小企業があまり採用していないと思われる会計処理のうち、「要領」が求めている主な会計処理をあげると次のとおりです。

- ・回収困難な債権があれば貸倒損失や貸倒引当金という経費を計上する
- ・有価証券や在庫については場合によっては評価損を計上する
- ・減価償却は毎期規則的に行う
- ・ボーナスや退職金を支給する慣行があれば賞与引当金や退職給付引当金という経費を計上する

■「指針」との違い

「指針」では適用することになっている「**税効果会計**」の適用が求められていません。税効果会計とは、決算書で計上した経費が税金を計算する上では経費として認められない場合に（各種引当金や評価損など）、その差を調整する会計処理のことです。

■「要領」を適用することのメリット

- ・「要領」を適用した決算書を作ることによって金融機関などから見た信用力が高くなる
- ・政府系金融機関などからの融資に際して優遇金利で借り入れができる

■「要領」を適用することのデメリット

- ・これまでに比べて決算書を作成する手間がかかり、場合によっては作成を依頼する会計事務所などに報酬を余分に支払う可能性がある
- ・これまで作っていた税金計算のための決算書よりも利益が少なくなるケースが多い

「要領」を適用するには上記のようなデメリットがある一方、メリットも決して小さくはないと思いますので、興味のある方はぜひ検討してみてください！

北海道は1年のうちでも一番いい季節を迎えています。朝晩はけっこう冷えますが、晴れた日中のなんて気持ちのいいこと！先週末はいい天気でしたのでひさしぶりに近場までドライブしてきました。「車の運転ができるなんて、骨折したのが左足で良かったね～」とプラス発想の妻。最近牛乳のみまくっている私は、カルシウムを吸収するには日光にあるとよりいいとどこかで聞いたことがあったので、休憩をとった公園で、ズボンの裾をまくり左足を直接太陽にあてて日光浴。なんだか効いた気がするのはいのせいでしょか。 俊

